

子ども・子育て新システムの基本制度について

平成 24 年 3 月 2 日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成 22 年 9 月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成 24 年 2 月 13 日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添 1 のとおり定める。

また、別添 1 に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添 2 を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案（仮称）、総合こども園法案（仮称）並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称）の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。